

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年7月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200740号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400028号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成28年7月29日から平成31年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年7月から同年11月までの標準報酬月額については14万2,000円、同年12月から平成29年5月までの標準報酬月額については17万円、同年6月の標準報酬月額については20万円、同年7月から平成31年2月までの標準報酬月額については22万円とする。

平成28年7月29日から平成31年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月29日から平成31年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成28年12月27日の標準賞与額を17万円、平成29年6月29日の標準賞与額を20万円、同年12月28日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成28年12月27日、平成29年6月29日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、平成28年12月27日、平成29年6月29日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 その他の請求期間(平成30年7月31日及び同年12月28日)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成元年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年7月29日から平成31年3月1日まで  
② 平成28年12月27日  
③ 平成29年6月29日  
④ 平成29年12月28日

⑤ 平成30年7月31日

⑥ 平成30年12月28日

私は、請求期間①においてA社に勤務していたが、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされている。また、請求期間②から⑥までにおいて賞与が支給されていたが、請求期間②から⑤までについては同様に保険給付の対象とならない記録とされており、請求期間⑥については標準賞与額の記録がない。年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の事業主から提出された請求者の賃金台帳及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに基づく当該期間に係る標準報酬月額は、平成28年7月から平成29年8月までは24万円、同年9月から平成31年2月までは28万円であることが確認できる。

また、上述の賃金台帳により、請求者は、平成28年7月分から同年11月分までは14万2,000円、同年12月分から平成29年5月分までは17万円、同年6月分は20万円、同年7月分から平成31年2月分までは22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成28年7月から同年11月までは14万2,000円、同年12月から平成29年5月までは17万円、同年6月は20万円、同年7月から平成31年2月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和5年5月2日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②、③及び④について、A社の事業主から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与支給額から、請求期間②は 17 万円、請求期間③は 20 万円、請求期間④は 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和 5 年 12 月 21 日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間⑤及び⑥について、賃金台帳によると、請求者は、請求期間⑤に係る賞与からは厚生年金保険料を控除されておらず、請求期間⑥については、平成 30 年 12 月の賃金台帳がないことから、賞与の支給額及び賞与からの厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

また、同僚の保有する明細書により、請求期間⑤及び⑥については、賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。